

参加者募集のお知らせ

市民後見人講演会

市民後見人等養成講座オリエンテーション



はじめに…

大阪府内において、誰もが地域で安心して暮らすことをめざす地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行っていく「市民後見人」の養成を行います。「社会貢献への意欲と熱意のある方」「市民後見人ってどんなことをするのか?」と関心のある方、ぜひご参加下さい。

- 内容** 【講演】 成年後見制度の概要と市民後見人に期待するもの
【市民後見人活動の紹介】
【事務連絡】 市民後見人養成講座について
- 対象** 9市町(岸和田市・豊中市・高槻市・富田林市・河内長野市・泉南市・阪南市・忠岡町・岬町)に在住、在勤の方が優先ですが、他市町村の方もご参加いただけます。(大阪市に在住又は在勤の方で、大阪市が実施する市民後見人養成講座の受講希望者は除きます。)
- 参加費** 無料
- 会場** 裏面をご参照ください。 各会場の地図は、大阪府社会福祉協議会のホームページ(トップ画面下段「トピックス」)<http://www.osakafusyakyō.or.jp/>をご確認ください。
- 申込み方法** 裏面をご参照ください。
- 主催** 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター

問合先

大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター (06-6764-7760)
岸和田市福祉政策課 (072-423-9467)・岸和田市社会福祉協議会(072-439-8241)
豊中市地域福祉室 (06-6858-2219)・豊中市社会福祉協議会 (06-6841-9382)
高槻市長寿生きがい課 (072-674-7166)
富田林市地域福祉課地域福祉係 (0721-25-1000 代内線 282)
河内長野市生活福祉課 (0721-53-1111 代)
泉南市高齢障害介護課 (072-483-8254 代)
阪南市介護保険課 (072-471-5678 代)
忠岡町いきがい支援課 (0725-22-1122 代)
岬町高齢福祉課 (072-492-2716)

市民後見人等養成講座 オリエンテーション

大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター宛 FAX：06-6764-7811

参加申込方法について

1. FAXの場合 下記参加申込書にご記入の上、大阪後見支援センター（上記FAX番号）まで、お送りください。
2. メールの場合 件名を「市民後見人オリエンテーション申し込み」とし、お名前 お住まい
 又はお勤め先の市町村名 日中に連絡のつく電話番号 参加希望日をご記入
 の上、koken@pearl.ocn.ne.jpまでお送りください。

基本的にFAXもしくはメールでのお申し込みをお願いいたします。

FAX、メールが難しい場合、表面にある問合せ先へ電話し、お名前、お住まい又はお勤め先の市町村名、日中に連絡のつく電話番号、参加希望日をお伝えいただき、お申込みください。

お住まい又はお勤め先が、岸和田市・豊中市・高槻市・富田林市・河内長野市・泉南市・阪南市・忠岡町・岬町に該当する方を優先いたします。

各会場の定員に達した場合、お申し込みをお断りすることがありますのでご了承ください。

参加申込書

いずれかの日を選んで、参加希望日欄に をつけてください。

参加希望日	日時	会場
	平成24年7月9日(月) 午後4時～6時30分	高槻市総合センター 14階 C1401会議室 住所：高槻市桃園町2-1 定員 100名
	平成24年7月11日(水) 午後2時～4時30分	南河内府民センター 講堂 住所：富田林市寿町2-6-1 定員 180名
	平成24年7月12日(木) 午後2時～4時30分	とよなか男女共同参画推進センター内 すてっぷホール 住所：豊中市玉井町1-1-1-501 定員 120名
	平成24年7月14日(土) 午後2時～4時30分	岸和田市立福祉総合センター大会議室 住所：岸和田市野田町1-5-5 定員 150名
	平成24年7月21日(土) 午後2時～4時30分	大阪府社会福祉会館 5階 501(ホール) 住所：大阪市中央区谷町7丁目4-15 定員 250名

お名前	お住まい又はお勤め先の市町村名	日中に連絡のつく電話番号
(フリガナ)	市・町・村 在住・在勤 _____ (で囲んでください)	
(フリガナ)	市・町・村 在住・在勤 _____ (で囲んでください)	

大阪府 市民後見人等養成講座（基礎講習）募集要領

平成12年4月に「成年後見制度」がスタートして11年が経過しました。

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること）が進む中で、判断能力が不十分な方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっています。

一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少しています。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられています。

判断能力が不十分となっても、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われる方を養成し受任につなげるため、「大阪府 市民後見人等養成講座」を実施します。

○大阪府 市民後見人等養成講座の特徴について

大阪府 市民後見人等養成講座は、将来「市民後見人等」として活躍できる方を養成するために開催します。「市民後見人等」は、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を被後見人等のために、どのように使っていくかを考え執行する」など、身上監護中心で被後見人（大阪府民）に必要な後見等業務を行う、報酬を前提としない活動です。

講座を修了しても、必ずしも全ての方が後見人等になれるとは限りません。後見人等として就任するためには、家庭裁判所に選任される必要があります。（この講座の受講により、後見人の資格を得られるわけではありません）

後見人等養成講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもった人材を養成するもので、基礎講習終了後、引き続き実務講習やフォローアップ研修等を行います。

1 応募資格 次のすべてに該当する方

- ①オリエンテーションに参加し、講座の趣旨をご理解いただいた方
- ②大阪府在住または在勤の方（大阪市・堺市をのぞく）
- ③成年後見制度及び社会福祉活動に理解と熱意のある方
- ④社会貢献に意欲をもち、後見人になろうと考える方（後見業務の養成研修を有する団体に所属している方、または親族以外の方の後見人として活動している方をのぞく）
- ⑤大阪府民を対象とした後見活動のできる見込みがある方
※市民後見人としてご活動いただく方は、平成24年3月31日現在の年齢が満25歳以上70歳未満の方といたします。
- ⑥原則として基礎講習のすべての科目を受講できる方

2 日程 平成 24 年 8 月 25 日 (土)・9 月 8 日 (土)・9 月 29 日 (土)・
10 月 13 日 (土) ※詳細は別紙のとおり

3 会場 大阪社会福祉指導センター又は大阪府社会福社会館



4 定員 100 名程度

5 応募方法 オリエンテーションにおいて、趣旨をご理解いただいた上で、配布した
受講申込書により、8 月 3 日 (金) までに F A X でお申込みください。

6 受講料 無料

7 受講決定 受講申込書の記載内容をもとに書類審査を行い、申し込み多数の場合は
選考のうえ受講者を決定し、8 月 20 日頃までに受講票を送付いたします。
受講いただけない場合もその旨お知らせします。

8 主催 大阪府・大阪府社会福祉協議会・岸和田市・岸和田市社会福祉協議会・
豊中市・豊中市社会福祉協議会・高槻市・富田林市・河内長野市・泉南
市・阪南市・忠岡町・岬町

9 事務局 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター (担当: 堤添・平尾・木下)

〒542-0012 大阪府中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階

TEL : 06-6764-7760 FAX : 06-6764-7811

岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター (担当 : 橋本・上出・吉村)

〒596-0045 岸和田市別所町 3-12-1

TEL : 072-439-8241 FAX : 072-439-2481

豊中市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター (担当 : 三木)

〒560-0023 豊中市岡上の町 2-1-15

TEL : 06-6841-9382 FAX : 06-6841-2388

10 日程と内容

※基礎講習の日程

11 研修終了後から活動開始までの予定

基礎講習終了時にレポート等を提出していただき、出席の状況等も考慮し、平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月に開催予定の実務講習の受講者を選考します。(定員 50 名程度)

実務講習終了後、市民後見人バンクに登録申請された方を面接等により選考のうえ、市民後見人等候補者として市民後見人バンクに登録していただき、家庭裁判所への推薦やその後のサポートなどを行います。

後見人等となるためには、家庭裁判所に選任される必要があり、後見人等候補者となる際には、資産及び負債状況等を家庭裁判所に提出していただくことになります。

後見人等としての活動にあたっては、交通費や通信費の実費は、被後見人等の資産から支払われますが、基本的に報酬を前提としない社会貢献的な活動であることをご了承ください。

大阪府 市民後見人等養成講座（基礎講習）受講申込書

○申込書送付先 F A X 番号

<岸和田市在住の方>

岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター 橋本 宛

F A X : 0 7 2 - 4 3 9 - 2 4 8 1

<豊中市に在住の方>

豊中市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター 三木 宛

F A X : 0 6 - 6 8 4 1 - 2 3 8 8

<岸和田市・豊中市以外の市町村（大阪市・堺市はのぞく）に在住の方>

大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター 平尾 宛

F A X : 0 6 - 6 7 6 4 - 7 8 1 1

申込期限：平成 24 年 8 月 3 日（金）必着

(ふりがな) 氏名		生年月日 (性別)	昭和 年 月 日 男 ・ 女
住所	(〒)		
電話番号		F A X	
メール アドレス	@		
所属			
受講の動機			
福祉活動 地域活動 の経験	(現在までの主な活動について)		
資格等	(現在お持ちの資格・免許等について)		
職歴	(必須ではありません)		

大阪府 市民後見人養成講座(基礎講習) カリキュラム
4日間・1190分(19.83単位)

日程	時間	テーマ	講師	学習内容
8月25日 (土)	9時45分 ～10時00分 (15分)	開 講 式		
	10時00分 ～12時30分 (150分)	社会福祉の動向と 市民後見人の役割	大学教授	市民後見が求められる背景、「地域福祉」や 「権利擁護」の理念を理解し、市民後見人の 必要性役割を認識する
	13時30分 ～16時00分 (150分)	成年後見制度の概要	弁護士	成年後見制度の理念を理解し、法定後見・ 任意後見の概要と後見人等の職務について 理解する
9月1日 (土)	10時00分 ～12時00分 (120分)	権利擁護の基本的考 え方と実際	弁護士	支援を要する人の権利擁護についての理 解、虐待を含めた権利侵害の実際と対応を 学ぶ
	13時00分 ～14時20分 (80分)	地域福祉の理念と福 祉サービス	府社協	日常生活自立支援事業等の関連する事業 や福祉サービス・社会資源を理解し、関係機 関との連携の大切さを学ぶ
	14時30分 ～16時00分 (90分)	申立てのながれと家 庭裁判所の役割	家庭裁判所	家庭裁判所の申立から後見開始までのなが れと、申立実務を学ぶ
9月8日 (土)	10時00分 ～13時00分 (180分)	対象者の理解	社会福祉士	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい 者のそれぞれの特性について認識する
	14時00分 ～16時00分 (120分)	後見人の職務(1)	司法書士	実際の後見人の職務について、財産管理、 身上監護の業務を学び、具体的な実務を理 解する
9月29日 (土)	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見人の職務(2)	大学教授 弁護士	実際の後見業務の事例について学び後見 人の実務についてのイメージを高める
	13時00分 ～16時00分 (180分)	事例検討 (グループワーク)	司法書士 社会福祉士	後見事例に基づいた支援方針等の検討を通 じ、成年後見人としての対応を考える。
	16時00分 ～16時10分 (10分)	事務連絡	事務局	実務講習等の日程に関する事務連絡

※ 平成23年度は、最終日の講義終了後に実務講習選考面接を実施したが、
今年度は、基礎講習の受講者数により、面接日を別途設ける必要がある。

平成24年度 大阪府 市民後見人養成講座(実務講習) カリキュラム(9日間)

日程		時間	テーマ	講師	学習内容
11月10日(土)	たかつガーデン8階たかつ西	9時45分～10時00分(15分)	開 講 式		
		10時00分～12時30分(150分)	地域福祉の推進と市民後見人の役割	学識経験者	地域福祉の推進と市民後見人の役割・権利擁護・判断能力が不十分な方の意思決定の支援
		13時30分～16時00分(150分)	成年後見制度(制度内容と後見事務について)	弁護士	同意権、取消権、代理権の内容、市町村長申立と虐待問題
11月17日(土)	社会福祉指導センター	10時00分～12時00分(120分)	対象者の理解(1) 認知症	医療関係者	認知症の特性と接し方
		13時00分～14時30分(85分)	対象者の理解(2) 知的障がい者	福祉関係者	知的障がい者の特性と接し方
		14時30分～16時00分(85分)	対象者の理解(3) 精神障がい者	医療関係者	精神障がい者の特性と接し方
12月1日(土)	社会福祉会館401号室	10時00分～11時30分(90分)	消費者被害の現状	大阪府消費生活センター相談員	消費者被害の現状(判断能力が不十分な人の被害と対応)
		12時30分～13時30分(60分)	税務申告制度について	税務署職員	所得税等の申告について
		13時40分～14時40分(60分)	年金制度について	年金事務所職員	年金制度の概要について(年金の種類・受給要件・障害基礎年金等)
		14時50分～16時00分(70分)	サポート体制について	事務局及び各市町村担当者	各地域の後見実施機関と大阪後見支援Cとの連携 地域別グループワーク(当該市町の成年後見利用支援の仕組み等)
4日目	各市町		福祉制度(1) 高齢者福祉施策	市町村担当課	高齢者福祉の取組み、高齢者虐待防止法の理解と対応について
			福祉制度(2) 介護保険制度	市町村担当課	介護保険制度の概要、介護保険の施設・居住系サービス、地域包括支援センター等について
			福祉制度(3) 障がい者自立支援制度	市町村担当課	障がい者自立支援制度の仕組みと内容、福祉サービスと社会資源(知的・精神障がい者について) 障害者虐待防止法の理解と対応
			福祉制度(4) 生活保護制度	市町村担当課	生活保護制度の概要、申立手続き、現状と課題について
			福祉制度(5) 健康保険制度、後期高齢者医療制度	市町村担当課	健康保険制度、後期高齢者医療制度について

1月 12日 (土)	社会 福祉 会館 503 号室	10時00分 ～12時30分 (150分)	関連法律知識	弁護士	契約、親族、遺言、相続等市民後見人の活動に際し必要となる法律について学ぶ
		13時30分 ～15時30分 (120分)	後見業務の実際(1) 財産管理の実際	司法書士	就任時の実務、財産管理の方法と実務、金融機関との付き合い方、債務への対応について学ぶ
		15時40分 ～16時00分 (20分)	事前オリエンテーション	事務局	演習、グループワークに入る前に
1月 26日 (土)	社会 福祉 指導 セン ター ホー ル	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見業務の実際(2) 身上監護の知識・実務	社会福祉士	身上監護に関する受任後の実務、事実行為との違い、サービスの確保等について学ぶ
		13時00分 ～16時00分 (180分)	後見業務の実際(3) 演習 身上監護を中心として	社会福祉士	事例を通して、後見計画の策定を行い、グループワークを通じて後見活動に対する理解を深める
2月 2日 (土)	社会 福祉 会館 501 号室	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見業務の実際(4) 家裁への報告と連携	家庭裁判所 書記官	就任時の手続きや報告書の作成方法等について学ぶ
		13時00分 ～13時55分 (55分)	後見業務の実際(5) 終了事務	弁護士	さまざまな事例を通じて、終了事務について学ぶ
		14時05分 ～16時00分 (115分)	後見業務の実際(5) 演習 就任時の手続き、 財産目録の作成	社会福祉士	事例を通じて、就任時の手続きの仕方、財産目録の作成について実務を学ぶ
2月 16日 (土)	社会 福祉 指導 セン ター ホー ル	10時00分 ～12時30分 (150分)	事例検討(1)応用 グループワーク	社会福祉士	後見事例を通じて、後見計画の策定等の後見業務を理解する
		13時30分 ～16時00分 (150分)	事例検討(2)応用 グループワーク	社会福祉士	後見事例を通じて、後見計画の策定等の後見業務を理解する
3月 9日 (土)	社会 福祉 指導 セン ター ホー ル	10時00分 ～12時30分 (150分)	施設実習のふりかえり グループワーク	学識経験者 弁護士 司法書士 社会福祉士	施設実習での体験を話し合い、後見人として対象者や施設とのかかわり方を学ぶ
		12時30分 ～13時00分 (30分)	市民後見人バンクについて	事務局	市民後見人バンクへの登録に向けて
		14時00分 ～17時30分	バンク登録面接	学識経験者 弁護士 社会福祉士 司法書士	

市民後見人の活動支援の流れについて

・網掛け＝市町村の事務(委託可)
 ・その他(後見活動・審判以外)＝市町村から府社協へ委託



養成研修



選考委員会



議案・資料の提出・作成
及び会議への出席～説明



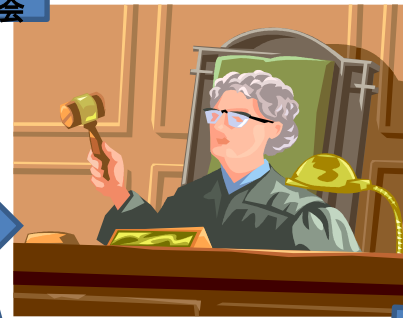
受任調整会議
(府社協に設置)

決定



市町村(委託先)へ照会

推薦



家庭裁判所



市町村長申立て

本人・親族による申立て

選任



後見活動

相談

支援



相談支援
(日々の相談)



作成支援・活動支援・活動報告
(専門職による対応)

随時



登録者研修・受任者会議等

各施設の電話番号は31ページをご覧ください



国民年金

保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由などで、保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料の「一部」「全額」の納付が下表のとおり免除または猶予されます。

全額免除	保険料	全額を免除
	対象者	申請者、配偶者および世帯主のそれぞれの所得が一定額①以下の人
免除分の3	年金受給額	全額保険料を納めた場合の2分の1の額
	保険料	3750円(24年度)
免除分の5	対象者	申請者、配偶者および世帯主のそれぞれの所得が一定額②以下の人
	年金受給額	全額保険料を納めた場合の8分の5の額
免除分の7	保険料	7490円(24年度)
	対象者	申請者、配偶者および世帯主のそれぞれの所得が一定額③以下の人
免除分の1	年金受給額	全額保険料を納めた場合の4分の3の額
	保険料	1万1240円(24年度)
納付猶予	対象者	申請者、配偶者および世帯主のそれぞれの所得が一定額④以下の人
	年金受給額	年金額には反映しません

①(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円

②扶養親族などの数×38万円(※)+78万円+各種控除額

③扶養親族などの数×38万円(※)+118万円+各種控除額

④扶養親族などの数×38万円(※)+58万円+各種控除額

※②～④で扶養親族などの数に乗じる額は、一般扶養親族=38万円、老人控除対象配偶者または老人扶養親族=48万円、特定扶養親族=63万円となります。

免除の期間 7月～翌年6月まで

※保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請することをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください)された場合、翌年度以降は改めて申請しなくても継続して申請があったものとして自動的に審査します。

※離職などにより承認された人は、毎年申請が必要です。

受給資格 免除、納付猶予をされた期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されます

※一部免除の場合は、決定された額を納付しなければ未納期間となります。

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑

※今年度または昨年度に失業された人は、失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書などがが必要です。

追納制度 免除または納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

なお、免除または納付猶予を受けた年度から3年度目以降に追納する場合、承認を受けた当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問い合わせ 保険年金課(内線153)



講座

ヘルパー養成研修

とき 7月28日(土)～11月17日(土)

ところ すばるホールほか

内容 ①2級課程=通信教育2カ月(添削5回)、通学10日間、実習5日間、②基礎課程=実習免除型150時間(通過程と通学15日間)

対象者 ①介護に関心があり、就労意欲がある人、②ヘルパー2級または1級で実務経験1年以上の人(180日以上)の勤務実績が必要、見込み証明可)

定員 ①20人、②36人(いずれも申し込み先着順)

受講料 ①6万9800円、②8万9800円(いずれも教材費含む)

申し込み いずれも7月6日(金)～、NPO法人サンキューネット(府事業者指定番号279)(☎072(365)2352)へ

ひとり親家庭等コールセンタースタッフ養成講座

とき・内容 9月8日～11月10日の毎週土曜日(9月22日、11月3日は除く)、基礎訓練(全8回)、応用訓練(全60時間、日程未定)

ところ 府ひとり親家庭等在宅就労支援センター(大阪市中央区谷町五丁目4の13、谷町福祉センター5階)

対象者 府内在住で基礎訓練修了後にコールセンターで就労可能なひとり親家庭の母・父・寡婦の人

※書類および8月18日(土)に実施する適性検査により選考するため、全ての人が受講できるとは限りません。

申し込み 8月3日(金)までに子育て支援課(内線206)へ

問い合わせ 同支援センター(☎06(6762)9498)(月～土曜日、午前10時～午後4時)

認知症介護家族の交流会

とき 7月18日(土)、午後1時30分～3時

ところ 中央公民館

内容 医療や介護に関する情報交換

対象者 市内在住で認知症の人を介護されている人(認知症の人が市内在住の場合も可)

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 7月17日(木)までに高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選) ※認知症の人も参加される場合は事前にご相談ください。

市民後見人講演会

一人暮らしの高齢者が増えている中、身寄りがなく、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を身近な立場で支援する「市民後見人」の育成が急務となっています。

そこで、本市では8月より本市を含む府内9市町と府の共同で、「市民後見人」を養成するための講座を開催します。この養成講座に先立ち、市民後見人の意義などについて考える、同講演会を実施します。

なお、8月からの養成講座を受講するためには、同講演会に参加する必要があります。

とき・ところ・定員 7月11日(土)=南河内府民センター、21日(土)=府社会福祉会館(大阪市中央区谷町七丁目4の15)、いずれも午後2時～4時30分、各30人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 7月6日(金)～9日(月)までにファクスで地域福祉課(内線282)(☎(21)4782)へ ※なお、府社会福祉協議会でも申し込みを受け付けています。詳しくは、同協議会ホームページ[<http://www.osakafusyakyo.or.jp/>]をご覧ください。

平成24年度 市民後見推進事業 養成研修受講者数の内訳

(平成24年度実績:人)

市町村名	オリエンテーション 受講者実績	基礎講習 受講者実績	実務講習 受講者実績
高 槻 市	84	22	11
豊 中 市	86	10	9
富 田 林 市	66	7	5
河 内 長 野 市	22	6	6
岸 和 田 市	16	4	4
泉 南 市	19	6	4
阪 南 市	16	2	2
忠 岡 町	2	1	1
岬 町	7	2	2
小計	318	60	44
そ の 他	37	5	0
合計	355	65	44